

京都市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱 (新旧対照表)

| 現行   | 改正案   |
|--|---|
| <p>○ 京都市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱<br/>平成21年6月2日 制定<br/>(略)<br/><u>(追加)</u></p> <p>第1章 総 則<br/>(目的)<br/>第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、長期優良住宅建築等計画の認定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。<br/>(定義)<br/>第2条 この要綱において使用する用語の意義は、<u>法に定めのあるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u><br/><u>(新設)</u></p> <p>(1) 認定基準 法第6条第1項第1号から<u>第6号</u>までの基準をいう。<br/>(2) 性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）第5条第1項<u>の登録住宅性能評価機関</u>をいう。<br/>(3) 住宅性能評価 品確法第5条第1項<u>の規定による設計された住宅に係る</u>住宅性能評価をいう。<br/>(4) 住宅型式性能認定 品確法第31条第1項の規定による住宅型式性能認定をいう。<br/>(5) 認証型式住宅部分等 品確法第40条第1項<u>の認証型式住宅部分等製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等</u>をいう。<br/>(6) 特別評価方法認定 品確法第58条第1項の規定による特別の試験方法又</p> | <p>○ 京都市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱<br/>平成21年6月2日 制定<br/>(略)<br/><u>令和4年2月20日 改正</u></p> <p>第1章 総 則<br/>(目的)<br/>第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、長期優良住宅建築等計画の認定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。<br/>(定義)<br/>第2条 この要綱において使用する用語の意義は、<u>次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。</u><br/><u>2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1)</u> 認定基準 法第6条第1項第1号から<u>第7号</u>までの基準をいう。<br/><u>(2)</u> 性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）第5条第1項<u>に規定する登録住宅性能評価機関</u>をいう。<br/><u>(3)</u> 住宅性能評価 品確法第5条第1項<u>に規定する</u>住宅性能評価をいう。<br/><u>(4)</u> 住宅型式性能認定 品確法第31条第1項の規定による住宅型式性能認定をいう。<br/><u>(5)</u> 認証型式住宅部分等 品確法第40条第1項<u>に規定する</u>認証型式住宅部分等製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等をいう。<br/><u>(6)</u> 特別評価方法認定 品確法第58条第1項の規定による特別の試験方法又は計算方法を用いて評価する方法の認定をいう。</p> |

は計算方法を用いて評価する方法の認定をいう。

## 第2章 認定の手続

(事前協議)

第3条 法第5条第1項から第3項までの規定により、長期優良住宅建築等計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、認定申請に先立ち、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。

- (1) 建物の用途
- (2) 法第6条第1項第2号に規定する基準への適合性
- (3) 法第6条第1項第3号に規定する基準への該当の有無

(新設)

(4) 手数料額

2 前項の事前協議は、事前協議書（第1号様式）1部に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 各階平面図
- (3) 床面積求積図
- (4) 断面図又は立面図（建築物の高さが確認できるものに限る。）
- (5) 建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書に相当する書類（法第6条第2項の規定による申出をしようとする場合に限る。）

3 市長は、第1項の事前協議を受けた場合は、その結果を認定申請者に通知するものとする。

(認定内容変更事前協議)

第4条 法第8条第1項の規定により、認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をしようとする者（以下「変更認定申請者」という。）は、法第9条第1項の規定による変更認定申請を行う場合を除いて、変更認定申請に先立ち、市長に事前協議を行うものとする。ただし、第5条に規定する技術的審査又は住宅性能評価を受ける場合は、こ

## 第2章 認定の手続

(事前協議)

第3条 法第5条第1項から第5項までの規定により、長期優良住宅建築等計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、認定申請に先立ち、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。

- (1) 建物の用途
- (2) 法第6条第1項第2号に規定する基準への適合性
- (3) 法第6条第1項第3号に規定する基準への該当の有無
- (4) 法第6条第1項第4号に規定する基準への該当の有無
- (5) 手数料額

2 前項の事前協議は、事前協議書（第1号様式）1部に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 各階平面図
- (3) 床面積求積図
- (4) 断面図又は立面図（建築物の高さが確認できるものに限る。）
- (5) 建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書に相当する書類（法第6条第2項の規定による申出をしようとする場合に限る。）

3 市長は、第1項の事前協議を受けた場合は、その結果を認定申請者に通知するものとする。

(認定内容変更事前協議)

第4条 法第8条第1項の規定により、認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項に規定する事由による申請を除く。以下「変更認定申請」という。）をしようとする者（以下「変更認定申請者」という。）は、変更認定申請に先立ち、市長に事前協議を行うものとする。ただし、住宅性能評価又は次条第1項に規定する技術的審査を受ける場合は、この限りではない。

の限りではない。

2 前項の事前協議は、認定内容変更事前協議書（第2号様式）1部に変更前と変更後の図書を添えて行うものとする。

3 市長は、第1項の事前協議を受けた場合は、その結果を変更認定申請者に通知するものとする。

（性能評価機関の技術的審査）

第5条 認定申請者は、認定申請を行う前に、長期優良住宅建築等計画が、次に掲げる基準に適合していることについて、性能評価機関による技術的審査を受けることができる。

（1）法第6条第1項第1号の住宅の構造及び設備に関する基準

（2）法第6条第1項第2号の住宅の規模に関する基準

（3）法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イの建築後の住宅の維持保全の方法に関する基準

（4）法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロの資金計画に関する基準

2 前項の規定は、変更認定申請を行う場合について準用する。

（認定申請等）

第6条 認定申請は、認定申請書の正本1部及び副本2部（第5条に規定する技術的審査又は住宅性能評価を受けた場合は、正本及び副本各1部）に、第7条に規定する添付図書を添えて行うものとする。

2 変更認定申請は、変更認定申請書の正本1部及び副本2部（第5条に規定する技術的審査又は住宅性能評価を受けた場合は、正本及び副本各1部）に、第7条に規定する添付図書のうち変更に係るものを添えて行うものとする。

（添付図書）

第7条 規則第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、別表第1（ア）欄の区分に応じ、それぞれ同表（イ）欄に定める図書とする。

2 規則第2条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、別表第2

2 前項の事前協議は、認定内容変更事前協議書（第2号様式）1部に変更前と変更後の図書を添えて行うものとする。

3 市長は、第1項の事前協議を受けた場合は、その結果を変更認定申請者に通知するものとする。

（性能評価機関による技術的審査）

第5条 認定申請者は、認定申請を行う前に、長期優良住宅建築等計画が、次に掲げる基準に適合していることについて、性能評価機関による技術的審査を受けることができる。

（1）法第6条第1項第1号の住宅の構造及び設備に関する基準

（2）法第6条第1項第2号の住宅の規模に関する基準

（3）法第6条第1項第5号イ及びロ又は同項第6号イの建築後の住宅の維持保全の方法に関する基準

（4）法第6条第1項第5号ハ又は同項第6号ロの資金計画に関する基準

2 前項の規定は、変更認定申請を行う場合について準用する。

（認定申請等）

第6条 認定申請は、認定申請書の正本1部及び副本2部（当該申請に係る住宅が住宅性能評価、前条第1項に規定する技術的審査又は品確法第6条の2第1項の規定による長期使用構造等であることの確認を受けた場合は、正本及び副本各1部）に、第7条に規定する添付図書を添えて行うものとする。

2 変更認定申請は、変更認定申請書の正本1部及び副本2部（当該申請に係る住宅が、住宅性能評価、前条第1項に規定する技術的審査（同条第2項で準用するものを含む。）又は品確法第6条の2第1項の規定による長期使用構造等であることの確認を受けた場合は、正本及び副本各1部）に、第7条に規定する添付図書のうち変更に係るものを添えて行うものとする。

（添付図書）

第7条 規則第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、別表第1（ア）欄の区分に応じ、それぞれ同表（イ）欄に定める図書とする。

2 規則第2条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、別表第2

(ア) 欄の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に定める図書とする。

(審査の委託)

第8条 市長は、認定申請又は変更認定申請があった場合は、第5条の規定による技術的審査又は住宅性能評価を受けた場合を除き、認定に係る審査の一部を、性能評価機関に委託することができる。

(申請書等の補正)

第9条 前条の規定により市長が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、認定申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなったときは、市長は当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により認定申請を行った者に行わせることができる。

(みなし確認の申出)

第10条 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申出は、第6条の申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1部及び副本2部を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の申出において、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準(以下「特定構造計算基準等」という。)に適合するかの審査を要する場合は、当該申出は、任意判定結果通知書(指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定に準じた判定を行った結果を記載した通知書をいう。)の写し、当該判定を行った図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する建築主事が特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を行う場合はこの限りではない。

(計画の通知)

第11条 市長は、法第6条第2項の規定による申出を受けた場合は、長期優良住宅建築等計画通知書(第3号様式)に長期優良住宅建築等計画を添えて建築主事に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 認定申請者又は変更認定申請者は、当該申請を取り下げようとする場合は、長期優良住宅建築等計画の認定申請取下げ届(第4号様式)の正本

(ア) 欄の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に定める図書とする。

(審査の委託)

第8条 市長は、認定申請又は変更認定申請があった場合は、認定に係る審査の一部を、性能評価機関に委託することができる。ただし、第5条の規定による技術的審査又は住宅性能評価を受けた場合を除く。

(申請書等の補正)

第9条 前条の規定により市長が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、認定申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなったときは、市長は当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により認定申請を行った者に行わせることができる。

(みなし確認の申出)

第10条 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申出は、第6条の申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1部及び副本2部を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の申出において、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準(以下「特定構造計算基準等」という。)に適合するかの審査を要する場合は、当該申出は、任意判定結果通知書(指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定に準じた判定を行った結果を記載した通知書をいう。)の写し、当該判定を行った図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する建築主事が特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を行う場合はこの限りではない。

(計画の通知)

第11条 市長は、法第6条第2項の規定による申出を受けた場合は、長期優良住宅建築等計画通知書(第3号様式)に長期優良住宅建築等計画を添えて建築主事に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 認定申請者又は変更認定申請者は、当該申請を取り下げようとする場合は、長期優良住宅建築等計画の認定申請取下げ届(第4号様式)の正本及び

及び副本各1部を市長に提出するものとする。

(建築等の取りやめ)

第13条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとする場合は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(第5号様式)の正本及び副本各1部に、認定通知書(計画変更認定を受けた者にあつては、変更認定通知書)を添えて市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第14条 市長は、認定申請又は変更認定申請の内容が認定基準に適合しないと認める場合は、長期優良住宅建築等計画を認定しない旨の通知書(第6号様式)により認定申請者又は変更認定申請者に通知するものとする。

(承認しない旨の通知)

第15条 市長は、法第10条の規定による承認の申請があつた場合において、これを承認しないときは、認定長期優良住宅建築等計画に係る地位の承継を承認しない旨の通知書(第7号様式)により法第10条の規定による承継の申請者に通知するものとする。

### 第3章 認定基準

(居住環境の維持及び向上に関する基準)

第16条 法第6条第1項第3号に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設(事業完了済みの都市計画施設を除く。)内に計画建物が含まれていないこと。
- (2) 都市計画法第12条の4第1項各号に規定する地区計画等のうち、同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画が定められている区域内において、同法第58条の2に規定する建築等の届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。
- (3) 文化財保護法第143条に規定する伝統的建造物群保存地区内において、京都市伝統的建造物群保存地区条例第4条に規定する許可が必要な場合には、当該許可を受けていること。

副本各1部を市長に提出するものとする。

(建築等の取りやめ)

第13条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとする場合は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(第5号様式)の正本及び副本各1部に、認定通知書(計画変更認定を受けた者にあつては、変更認定通知書)を添えて市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第14条 市長は、認定申請又は変更認定申請の内容が認定基準に適合しないと認める場合は、長期優良住宅建築等計画を認定しない旨の通知書(第6号様式)により認定申請者又は変更認定申請者に通知するものとする。

(承認しない旨の通知)

第15条 市長は、法第10条の規定による承認の申請があつた場合において、これを承認しないときは、認定長期優良住宅建築等計画に係る地位の承継を承認しない旨の通知書(第7号様式)により法第10条の規定による承継の申請者に通知するものとする。

### 第3章 認定基準

(居住環境の維持及び向上に関する基準)

第16条 法第6条第1項第3号に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。

- ① 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設(事業完了済みの都市計画施設を除く。)内に計画建物が含まれていないこと。
- ② 都市計画法第12条の4第1項各号に規定する地区計画等のうち、同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画が定められている区域内において、同法第58条の2に規定する建築等の届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。
- ③ 文化財保護法第143条に規定する伝統的建造物群保存地区内において、京都市伝統的建造物群保存地区条例第4条に規定する許可が必要な場合には、当該許可を受けていること。



- (4) 景観法第61条に規定する景観地区（美観地区及び美観形成地区）内において、同法第63条に規定する認定が必要な場合には、当該認定を受けていること。
- (5) 京都市景観計画に規定する建造物修景地区内において、景観法第16条に規定する届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。
- (6) 京都市眺望景観創生条例第6条第1項第1号に規定する眺望空間保全区域内において、同条例第9条に規定する認定が必要な場合には、当該認定を受けていること。
- (7) 京都市眺望景観創生条例第6条第1項第2号に規定する近景デザイン保全区域又は同項第3号に規定する遠景デザイン保全区域の区域内において、同条例第11条に規定する届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。
- (8) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区内において、京都市風致地区条例第2条に規定する許可が必要な場合には、当該許可を受けていること。
- (9) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条に規定する歴史的風土保存区域（次号に規定する歴史的風土特別保存地区を除く。）内において、同法第7条に規定する行為の届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。
- (10) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条に規定する歴史的風土特別保存地区内において、同法第8条に規定する許可が必要な場合には、当該許可を受けていること。
- (11) 京都市自然風景保全条例第7条に規定する第1種自然風景保全地区又は第2種自然風景保全地区内において、同条例第9条に規定する許可が必要な場合には、当該許可を受けていること。
- (12) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条に規定する近郊緑地保全区域（次号に規定する特別緑地保全地区を除く。）内において、同法第8条に規定する届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。
- (13) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第6条に規定する特別緑地保全

- (4) 景観法第61条に規定する景観地区（美観地区及び美観形成地区）内において、同法第63条に規定する認定が必要な場合には、当該認定を受けていること。
- (5) 京都市景観計画に規定する建造物修景地区内において、景観法第16条に規定する届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。
- (6) 京都市眺望景観創生条例第6条第1項第1号に規定する眺望空間保全区域内において、同条例第9条に規定する認定が必要な場合には、当該認定を受けていること。
- (7) 京都市眺望景観創生条例第6条第1項第2号に規定する近景デザイン保全区域又は同項第3号に規定する遠景デザイン保全区域の区域内において、同条例第11条に規定する届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。
- (8) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区内において、京都市風致地区条例第2条に規定する許可が必要な場合には、当該許可を受けていること。
- (9) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条に規定する歴史的風土保存区域（次号に規定する歴史的風土特別保存地区を除く。）内において、同法第7条に規定する行為の届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。
- (10) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条に規定する歴史的風土特別保存地区内において、同法第8条に規定する許可が必要な場合には、当該許可を受けていること。
- (11) 京都市自然風景保全条例第7条に規定する第1種自然風景保全地区又は第2種自然風景保全地区内において、同条例第9条に規定する許可が必要な場合には、当該許可を受けていること。
- (12) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条に規定する近郊緑地保全区域（次号に規定する特別緑地保全地区を除く。）内において、同法第8条に規定する届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。
- (13) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第6条に規定する特別緑地保全地区

地区内において、都市緑地法第14条に規定する許可が必要な場合には、当該許可を受けていること。

(14) 建築基準法第70条第1項に規定する建築協定区域内においては、当該建築協定を運営する運営委員会の承認が必要な場合には、当該承認を受けていること。

(15) 京都市市街地景観整備条例第48条第1項の規定による認定を受けた市街地景観協定の協定区域内において、同条例第49条に規定する届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。

#### (新設)

#### 第4章 その他

(報告の徴収)

第17条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書（第8号様式）1部に、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に基づく検査済証の写しを添えて、（認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が同法第6条第1項及び同法第6条の2第1項に定める確認申請を不要とする場合を除く。）、市長に報告しなければならない。

内において、都市緑地法第14条に規定する許可が必要な場合には、当該許可を受けていること。

14 建築基準法第70条第1項に規定する建築協定区域内においては、当該建築協定を運営する運営委員会の承認が必要な場合には、当該承認を受けていること。

15 京都市市街地景観整備条例第48条第1項の規定による認定を受けた市街地景観協定の協定区域内において、同条例第49条に規定する届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。

#### （自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に関する基準）

第17条 法第6条第1項第4号に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域内に計画建物が含まれていないこと。

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域内に計画建物が含まれていないこと。

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に計画建物が含まれていないこと。

#### 第4章 その他

(報告の徴収)

第18条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書（第8号様式）1部に、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に基づく検査済証の写しを添えて市長に報告しなければならない。ただし、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事にあたって、同法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に定める確認の申請を要しない場合は、この限りでない。

2 法第12条の規定による報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅状況報告書（第9号様式）1部を市長に提出しなければならない。

（改善命令）

第18条 法第13条第1項及び第2項の規定による改善命令は、認定長期優良住宅建築等計画に関する改善命令書（第10号様式）により行う。

（認定の取消し）

第19条 法第14条第1項の規定による認定の取消しは、認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書（第11号様式）により行う。

（手数料の納付）

第20条 京都市都市計画関係手数料条例（平成12年京都市条例第80号）第5条に規定する事務に係る手数料は、京都市会計規則第27条に規定する納入通知書により納付しなければならない。

（調査の協力）

第21条 申請者及び認定計画実施者は、本市が行う長期優良住宅建築等計画の認定等に係る調査に協力しなければならない。

附 則

（略）

（追加）

別表第1（第7条関係）

規則第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書

|     | （ア）                      | （イ）  |
|-----|--------------------------|--|
| （1） | 第5条の規定により性能評価機関の技術的審査を受け | 当該技術的審査を行った性能評価機関が第5条各号の基準全てに適合している旨を証するため交付する適合証の写し及び当該技術的審査を受けた添 |

2 法第12条の規定による報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅状況報告書（第9号様式）1部を市長に提出しなければならない。

（改善命令）

第19条 法第13条第1項、第2項及び第3項の規定による改善命令は、認定長期優良住宅建築等計画に関する改善命令書（第10号様式）により行う。

（認定の取消し）

第20条 法第14条第1項の規定による認定の取消しは、認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書（第11号様式）により行う。

（削除）

（調査の協力）

第21条 申請者及び認定計画実施者は、本市が行う長期優良住宅建築等計画の認定等に係る調査に協力しなければならない。

附 則

（略）

附 則

1 この要綱は、令和4年2月20日から施行する。

別表第1（第7条関係）

規則第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書

|     | （ア）                               | （イ）   |
|-----|-----------------------------------|---|
| （1） | 第5条 <u>第1項の規定による</u> 性能評価機関の技術的審査 | 当該技術的審査を行った性能評価機関が、第5条各号の基準全てに適合している旨を証するため交付する適合証の写し及び当該技術的審査を受けた添 |



|             |  |  |            |  |  |
|-------------|--|--|------------|--|--|
|             | た場合  | 付図書（性能評価機関の技術的審査を終えた旨が確認できるものに限る。）   |            | を受けた場合（ <u>同条第2項において準用する場合を含む。</u> ）   | 付図書（性能評価機関の技術的審査を終えた旨が確認できるものに限る。）   |
| <u>(新設)</u> |  |  | <u>(2)</u> | <u>品確法第6条の2第1項の規定による長期使用構造等であることとの確認を受けた場合</u>   | <u>当該確認を行った性能評価機関が交付する確認書又は住宅性能評価書（以下「確認書等」という。）の写し及び当該確認書等の交付を受ける際に性能評価機関に提出した添付図書の写し（性能評価機関による確認を終えた旨が確認できるものに限る。）</u>   |
| <u>(2)</u>  | 住宅性能評価を受けた場合   | 設計住宅性能評価書の写し及び当該住宅性能評価を受けた添付図書（性能評価機関の住宅性能評価を終えた旨が確認できるものに限る。）   | <u>(3)</u> | 住宅性能評価を受けた場合（ <u>(2)に該当する場合を除く</u> ）   | 設計住宅性能評価書の写し及び当該住宅性能評価を受けた添付図書（性能評価機関の住宅性能評価を終えた旨が確認できるものに限る。）   |
| <u>(3)</u>  |  |  | <u>(4)</u> |  |  |
| <u>(4)</u>  |  |  | <u>(5)</u> |  |  |
| <u>(5)</u>  |  |  | <u>(6)</u> |  |  |
| <u>(6)</u>  | 第16条第1号に該当する場合<br>同条第2号に該当する場合<br>同条第3号に該当する場合<br>同条第4号に該当する場合<br>同条第5号に該当する場合<br>同条第6号に該当する場合 | 都市計画施設内に計画建物が含まれていないことを示す都市計画施設証明書の写し<br>地区計画の区域内における行為の届出書の写し（担当課の受理印があるものに限る。）<br>伝統的建造物群保存地区内における行為の許可通知書の写し<br>景観法第63条第2項の認定書の写し<br>建造物修景地区内で行う行為届の写し（担当課の受理印があるものに限る。）<br>眺望空間保全区域内における建築等の認定通知書の写し | <u>(7)</u> | 第16条第1号に該当する場合<br>同条第2号に該当する場合<br>同条第3号に該当する場合<br>同条第4号に該当する場合<br>同条第5号に該当する場合<br>同条第6号に該当する場合 | 都市計画施設内に計画建物が含まれていないことを示す都市計画施設証明書の写し<br>地区計画の区域内における行為の届出書の写し（担当課の受理印があるものに限る。）<br>伝統的建造物群保存地区内における行為の許可通知書の写し<br>景観法第63条第2項の認定書の写し<br>建造物修景地区内で行う行為届の写し（担当課の受理印があるものに限る。）<br>眺望空間保全区域内における建築等の認定通知書の写し |

|  |               |   |
|--|---------------|---|
|  | 同条第7号に該当する場合  | 近景デザイン保全区域又は遠景デザイン保全区域内における行為の建築等届の写し（担当課の受理印があるものに限る。） |
|  | 同条第8号に該当する場合  | 風致地区内における現状変更行為の許可申請書（担当課の受理印があるものに限る。）及び許可通知書の写し       |
|  | 同条第9号に該当する場合  | 歴史的風土保存区域内における行為の届出書の写し（担当課の受理印があるものに限る。）               |
|  | 同条第10号に該当する場合 | 歴史的風土特別保存地域内における行為の許可書の写し                               |
|  | 同条第11号に該当する場合 | 第1種自然風景保全地区又は第2種自然風景保全地区内における行為の許可通知書の写し                |
|  | 同条第12号に該当する場合 | 近郊緑地保全区域における行為の届出書の写し（担当課の受理印があるものに限る。）                 |
|  | 同条第13号に該当する場合 | 特別緑地保全地区内における行為の許可書の写し                                  |
|  | 同条第14号に該当する場合 | 建築協定運営委員会の承認が得られたことを証する図書                               |
|  | 同条第15号に該当する場合 | 市街地景観協定の区域内における行為の行為届の写し（担当課の受理印があるものに限る。）              |
|  | <u>(新設)</u>   |   |
|  | <u>(7)</u>    |   |
|  | <u>(8)</u>    |   |

別表第2（第7条関係）

規則第2条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書

|  |               |   |
|--|---------------|---|
|  | 同条第7号に該当する場合  | 近景デザイン保全区域又は遠景デザイン保全区域内における行為の建築等届の写し（担当課の受理印があるものに限る。）   |
|  | 同条第8号に該当する場合  | 風致地区内における現状変更行為の許可申請書（担当課の受理印があるものに限る。）及び許可通知書の写し   |
|  | 同条第9号に該当する場合  | 歴史的風土保存区域内における行為の届出書の写し（担当課の受理印があるものに限る。）   |
|  | 同条第10号に該当する場合 | 歴史的風土特別保存地域内における行為の許可書の写し   |
|  | 同条第11号に該当する場合 | 第1種自然風景保全地区又は第2種自然風景保全地区内における行為の許可通知書の写し  |
|  | 同条第12号に該当する場合 | 近郊緑地保全区域における行為の届出書の写し（担当課の受理印があるものに限る。）   |
|  | 同条第13号に該当する場合 | 特別緑地保全地区内における行為の許可書の写し  |
|  | 同条第14号に該当する場合 | 建築協定運営委員会の承認が得られたことを証する図書   |
|  | 同条第15号に該当する場合 | 市街地景観協定の区域内における行為の行為届の写し（担当課の受理印があるものに限る。）  |
|  | <u>(8)</u>    | 第17条第1号から第3号に該当する場合<br>地すべり防止区域内、急傾斜地崩壊危険区域内及び土砂災害特別警戒区域内に計画建物が含まれていないことを示す図書（計画建物の敷地内に当該区域が含まれる場合に限る。） |
|  | <u>(9)</u>    |   |
|  | <u>(10)</u>   |   |

別表第2（第7条関係）

規則第2条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書

|     | (ア)   | (イ)  |
|-----|---|--|
| (1) | 第5条の規定により性能評価機関の技術的審査を受け、 <u>適合証</u> の写しを添付した場合 | 各種計算書のうち次に掲げるもの<br>ア 耐震等級の算出に必要な構造計算書<br>イ 断熱等性能等級の算出に必要な計算書   |
| (2) | 住宅性能評価を受け、設計住宅性能評価書の写しを添付した場合                   | 各種計算書のうち次に掲げるもの<br>ア 耐震等級の算出に必要な構造計算書（ただし、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3の2（2）①の基準への適合の審査を要する場合を除く。）<br>イ 断熱等性能等級の算出に必要な計算書 |
| (略) |   |  |

|     | (ア)   | (イ)  |
|-----|---|--|
| (1) | <u>別表第1(1)項又は(2)項に該当する場合</u>                          | 各種計算書のうち次に掲げるもの<br>ア 耐震等級の算出に必要な構造計算書<br>イ 断熱等性能等級の算出に必要な計算書   |
| (2) | 住宅性能評価を受け、設計住宅性能評価書の写しを添付した場合 <u>((1)に該当する場合を除く。)</u> | 各種計算書のうち次に掲げるもの<br>ア 耐震等級の算出に必要な構造計算書（ただし、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3の2（2）①の基準への適合の審査を要する場合を除く。）<br>イ 断熱等性能等級の算出に必要な計算書 |
| (略) |   |  |

第8号様式 (第17条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書

年 月 日

(あて先) 京都市長

認定計画実施者 住所

氏名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので、京都市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号 (※変更認定申請を行った場合は変更認定番号も記入)  
第 ー 号 (※第 ー 変 号)
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日 (※変更認定申請を行った場合は変更認定年月日を記入)  
年 月 日 (※ 年 月 日)
- 3 認定に係る住宅の位置  
(地名地番) 京都市 区  
  
(住居表示) 京都市 区
- 4 認定長期優良住宅建築等計画に基づき住宅の建築が完了したことを確認した建築士等  
( 級) 建築士 ( ) 登録 第 ( ) 号)  
住所  
氏名 印  
( 級) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 ( ) 号  
名称  
所在地
- 5 軽微な計画変更の内容 (別紙でも可)

|       |     |
|-------|-----|
| ※受付欄  | ※備考 |
| 年 月 日 |     |
| 第 号   |     |
| 担当印   |     |

- (注意) 1 ※印のある欄は記入しないでください。  
2 認定計画実施者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。  
3 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に基づく検査済証の写しを添付してください (認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が同法第6条第1項及び同法第6条の2第1項に定める確認申請を不要とする場合を除く。)

第8号様式 (第18条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書

年 月 日

(あて先) 京都市長

認定計画実施者 住所

氏名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので、京都市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第18条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号 (※変更認定申請を行った場合は変更認定番号も記入)  
第 ー 号 (※第 ー 変 号)
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日 (※変更認定申請を行った場合は変更認定年月日を記入)  
年 月 日 (※ 年 月 日)
- 3 認定に係る住宅の位置  
(地名地番) 京都市 区  
  
(住居表示) 京都市 区
- 4 認定長期優良住宅建築等計画に基づき住宅の建築が完了したことを確認した建築士等  
( 級) 建築士 ( ) 登録 第 ( ) 号)  
住所  
氏名 印  
( 級) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 ( ) 号  
名称  
所在地
- 5 軽微な計画変更の内容 (別紙でも可)

|       |     |
|-------|-----|
| ※受付欄  | ※備考 |
| 年 月 日 |     |
| 第 号   |     |
| 担当印   |     |

- (注意) 1 ※印のある欄は記入しないでください。  
2 認定計画実施者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。  
3 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に基づく検査済証の写しを添付してください (認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が同法第6条第1項及び同法第6条の2第1項に定める確認申請を不要とする場合を除く。)

認定長期優良住宅状況報告書

年 月 日

(あて先)

京都市長

認定計画実施者 住 所

氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画に基づく下記の住宅の建築工事又は維持保全の状況について、京都市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第17条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 一 号

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

京都市 区

4 建築又は維持保全の内容

|       |      |
|-------|------|
| ※ 受付欄 | ※ 備考 |
| 年 月 日 |      |
| 第 号   |      |
| 担当印   |      |

(注意) 1 ※印欄は記入しないでください。

2 認定計画実施者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

認定長期優良住宅状況報告書

年 月 日

(あて先)

京都市長

認定計画実施者 住 所

氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画に基づく下記の住宅の建築工事又は維持保全の状況について、京都市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第18条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 一 号

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

京都市 区

4 建築又は維持保全の内容

|       |      |
|-------|------|
| ※ 受付欄 | ※ 備考 |
| 年 月 日 |      |
| 第 号   |      |
| 担当印   |      |

(注意) 1 ※印欄は記入しないでください。

2 認定計画実施者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。



認定長期優良住宅建築等計画に関する改善命令書

年 月 日

様

京都市長

下記の認定長期優良住宅建築等計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第1項及び第2項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 一 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置  
京都市 区
- 4 命ずる措置
- 5 改善の期限

認定長期優良住宅建築等計画に関する改善命令書

年 月 日

様

京都市長

下記の認定長期優良住宅建築等計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第1項、第2項及び第3項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 一 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置  
京都市 区
- 4 命ずる措置
- 5 改善の期限

認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書

年 月 日

様

京都市長 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

記

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 ー 号

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

京都市 区

4 理由

認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書

年 月 日

様

京都市長 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

記

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 ー 号

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

京都市 区

4 理由